

「データ活用による交通ネットワーク再編業務委託」に係る質問と回答

令和2年5月1日（金）

埼玉県企画財政部交通政策課

項目	質問	回答
募集要綱 3 参加要件	提案者各々が記載の参加要件をすべて満たしていれば、2社以上の共同提案体として参加することは可能でしょうか。	2者以上の共同提案体での参加は想定していません。 なお、再委託については以下に記載があるので、参考としてください。 ・データ活用による交通ネットワーク再編業務委託に関する仕様書7「業務進行及び管理」7(4) ・企画提案書等提出書類作成要領2(6) ・同種業務実績調書の欄外
募集要綱 6 審査及び選定方法	同種業務実績調書の業務実績の評価方法を教えてください。 ①実績数によって評価が変わるのか ②実績は公共交通に係わる計画とビッグデータを活用した調査の両方が必要か	①評価に関わることについては、回答は差し控えさせていただきます。 ②両方が必要です。
仕様書 3(1) 地域公共交通の現状把握	滞留、流動データにつきまして、分析に適するデータであれば、モバイル空間統計以外でも構わないでしょうか？	ビッグデータはモバイル空間統計に限定するものではありません。モデル地域の地域特性を考慮の上、移動実態が把握できる最適なデータを選択してください。
〃	顕在需要が分かるデータである交通事業者のデータ（路線別・区間別利用者数、停留所別利用者数）は一般に公表されていないデータであるため、発注者による提供依頼のもとで入手する手続きでよいでしょうか？	県が交通事業者にデータの提供依頼をすることは想定していません。 なお、市町村が所有している交通事業者のデータについては、市町村と協議の上、提供を受けることとしています。
〃	民間バスの利用者データですでに貴県にて把握している情報はありますか。	民間路線バスの利用者データで県が把握している情報はありません。
〃	「既存の調査結果」で活用可能なものがあればデータの種類、仕様等をご教示願いたい。	どのようなデータが活用可能かはこちらでは判断しかねます。
仕様書 3(3) 交通ネットワーク再編の検討	本分析・再編案検討の対象には各自自治体における路線バスの補助要綱等政策面についても見直しについても対象に含むものなのか。	提案内容に政策面の見直しを含めることは可能と考えます。

書類作成要領 1(2) 企画提案書	提案書はパワーポイント (ppt 形式) でも問題ないか。	提案書の形式は自由です。
書類作成要領 1(5) 業務実施体制 調書	仕様書 7 業務進行及び管理 では、「(4) 受託者は本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない」とありますが、あらかじめ県の承諾を得た場合は、業務実施体制調書に記載してあれば良いですか。	再委託については、業務実施体制調書に記載の上、以下についても参考にしてください。なお、県の承諾については、契約の際にあらためて手続きを行います。 ・ 企画提案書等提出書類作成要領 2(6) ・ 同種業務実績調書の欄外
書類作成要領 1(6) 同種業務実績 調書	実績を証明するものとして「契約書 (請書、発注書)」の添付となっていますが、テクリス (業務実績情報データベース 一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC)) の写しで代替してよろしいでしょうか。	同種業務の受注実績を証する書類として、同業務が T E C R I S に登録されている場合は、契約書等の写しの代わりに当該登録内容が確認できる書類を提出することも可とします。
”	様式第 3 号には、【地方公共団体の公共交通に係る計画策定等業務の実績】とありますが、地域の公共交通に関する業務であれば、発注者は国の機関でもよいでしょうか。	地域の公共交通に関する業務であれば発注者は問いません。
”	同種業務実績調書の業務実績は、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの業務が対象ですか。	そのとおりです。
”	同種業務実績は対象期間中の全業務とすると数十件となるため、記載件数を合計 10 件以内などに限定して頂けないでしょうか。	評価に関わることなので、回答は差し控えさせていただきます。
”	実績を証明するものとして「報告書等の成果品」となっていますが、公開されているもの以外は守秘義務があり提供できません。提供可能なもののみとしてよろしいでしょうか。 また報告書は相当な頁数 (1 業務で数百頁のものもあります) となることから、報告書の提出はたとえば 3 件以内などと限定して頂けないでしょうか。また概要版がある場合には概要版でよろしいでしょうか。 また、貴課からの受注業務を実績とする場合にも報告書を提出する必要があるでしょうか。	契約上の守秘義務等により添付可能な成果品 (又はカラーコピー) が無い場合は、業務内容がわかる書類として仕様書等の写しを提出してください。 また、同種業務実績調書に添付する成果品 (又はカラーコピー) については、すべての実績に添付が必要なわけではありません。本業務と関連の高い業務について、厳選して各 1 部を提出してください。 なお、概要版がある場合は概要版や、作成した計画書・ガイドライン等を提出することも可とします。 当課からの受注に係る成果品の提出は不要です。